

発議第 3号

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成26年12月18日 提出

提出者	江差町議会議員	小野寺	真
〃	〃	小林	栄治
〃	〃	折戸	幸博

賛成者	江差町議会議員	小笠原	淳夫
〃	〃	薄木	晴午
〃	〃	若山	明廣
〃	〃	萩原	徹
〃	〃	室井	正行
〃	〃	飯田	隆一
〃	〃	大門	和子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣

「ゆきとどいた教育」の前進を求める意見書

全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施しています。国は、地方の動きに後押しされ、2011年度は小1で、2012年度は小2で35人以下学級を実施しました。しかし、安倍政権に代わった2013年度以降は、父母・国民の期待に背を向け、35人以下学級の前進を見送り、教職員定数改善計画も1959年に開始して以来、初の「純減」を強行しました。

いま学校では、いじめ・体罰の問題や「全国一斉学力テスト」体制による競争主義教育によって、多くの子どもたちが苦しんでいます。さらに、子どもたちを守るべき教職員も長時間過密労働で追いつめられています。こうした状況を変えていくために、少人数学級実現や教職員定数増は大きな力を発揮します。国に先駆けて少人数学級を実施している自治体では、学級規模が小さくなることで不登校や生活指導の件数が減り、学習に対する理解や意欲も高まり、また、定数増で教職員が子どもと向き合う時間が増えて学校が落ち着いてきたなど、これらの施策が有効であることが報告されています。

しかし、少人数学級実現や教職員定数増を自治体だけの負担に転嫁するならば、財政力のちがいによる自治体間格差が生じることになります。教育の機会均等を保障するためには、国が責任を持って少人数学級実現と教職員定数増をおこなうことが強く求められています。

国が構造改革路線を突き進み、地方にしわ寄せをおこない「定数くずし」等の安上がり政策をすすめてきた結果、学校では臨時・非常勤職員が増え続けています。こうした非正規だのみの状態は、子どもたちにとっても、ともに働く教職員にとっても、十分な教育環境ではありません。教職員定数を改善するとともに、臨時・非常勤の正規化をすすめる必要があります。

日本の「教育機関への公財政支出の対 GDP 比(2010年度)」は3.6%で OECD 諸国の中では4年連続最下位となっています。段階的に OECD 平均並みの5.4%まで引き上げていけば、小・中・高校の30人以下学級の実現のみならず、就学前から大学まで教育の無償化をすすめることが可能となります。

地方に負担を押しつけることなく、国の責任による教育条件整備をすすめることが必要です。

よって、国会及び政府に対し次の事項を実現するよう強く要請します。

記

1. 国の責任で、すべての小・中学校、高校で30人学級を実現すること
2. 国は、新たな教職員定数改善計画をつくり、計画的に教職員を増やすこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月18日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫